

優良農地確保支援対策等事業のうち 遊休農地解消普及活動特別事業（継続）

1. 趣 旨

効率的かつ安定的な経営体が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するためには、担い手の育成とこれへの農用地の利用集積を早急に進めるとともに、併せて遊休農地を解消し優良農地を確保することが緊急の課題となっている。

遊休農地の解消のためには、普及組織が、農業委員会の実施する遊休農地の解消に向けた活動と連携しつつ、栽培技術・経営管理に関する技術的側面から取り組むことが必要である。

このため、農業委員会の実施する遊休農地の解消に向けた活動結果を踏まえ、地権者の作付けや貸借等に関する意向等のデータベースの構築による情報の収集・提供を行うとともに、普及組織に対し、大学・独法試験研究機関等から遊休農地解消に資する技術シーズ情報の収集・提供及び遊休農地解消の優良な取り組みに関する情報交換会の開催等により、普及組織による遊休農地解消に向けた取り組みを支援する。

2. 事業内容

遊休農地解消に関する

- ア 技術シーズを大学・独法試験研究機関等から収集し普及組織に対し提供
- イ 普及組織の優良な取組事例に関する情報交換会等
- ウ 遊休農地解消データベースの構築による情報の収集・提供

3. 事業実施主体

民間団体((社)全国農業改良普及支援協会、全国農業会議所)

4. 事業実施期間

平成17年から平成21年度まで

5. 補助率

定額

6. 平成18年度概算決定額

27,770(30,000)千円

【担当課：経営局普及・女性課・構造改善課】